

プラットフォームサービスに関する研究会 中間報告書の概要について

令和元年 6 月
総務省 消費者行政第二課

中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. 今後の検討の進め方

諮問の概要(平成30年8月23日)

- 平成27年の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、**法律の施行(平成28年5月21日)から3年後にその施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- **情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化**していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における**競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直し**が急務となってきた。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成27年改正法の施行状況を含め、**これまでの政策について包括的に検証**した上で、**2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について諮問**を行う。

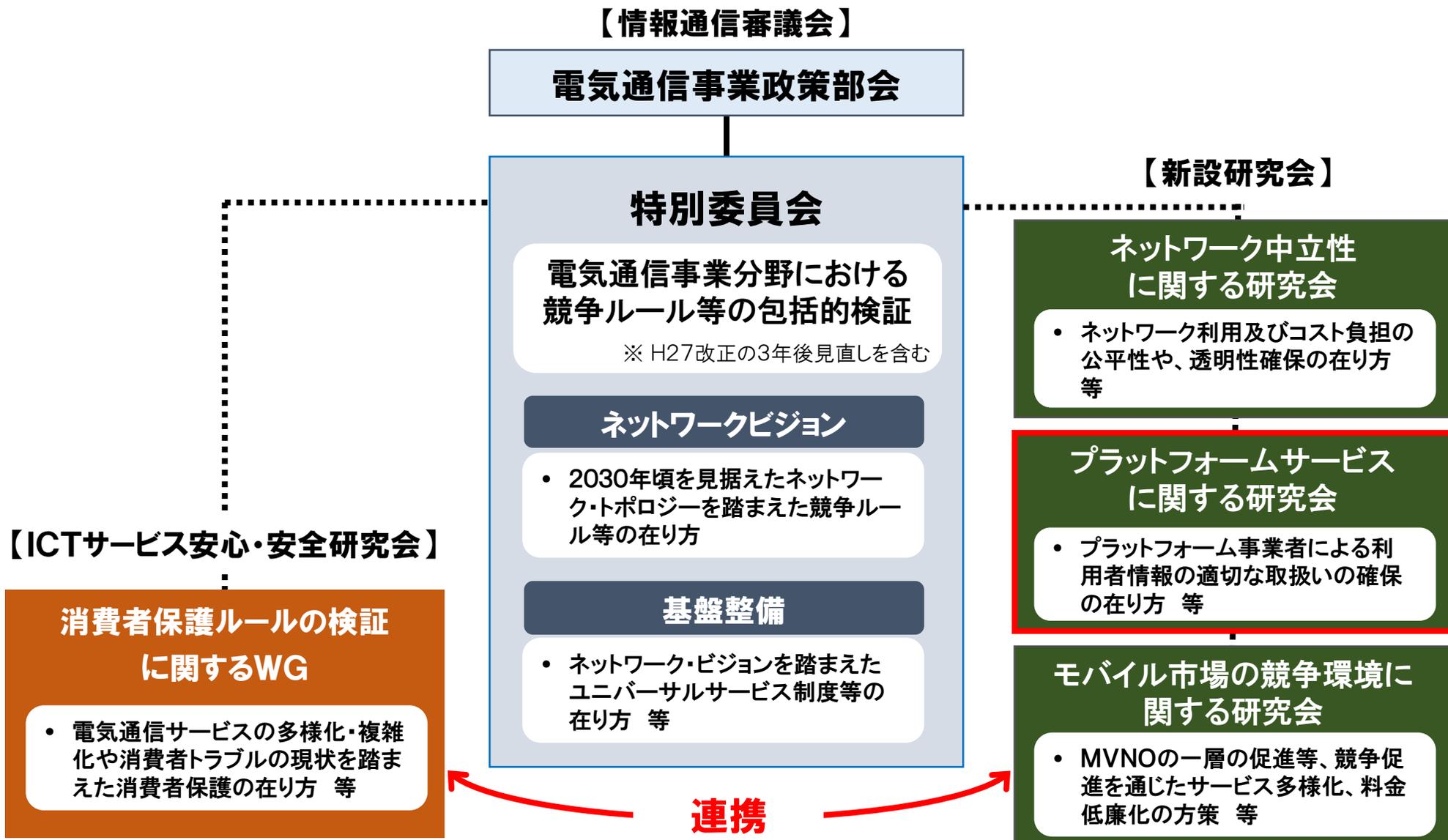
答申を希望する事項

- (1) 通信ネットワーク全体に関するビジョン
- (2) 通信基盤の整備等の在り方
- (3) ネットワーク中立性の在り方
- (4) **プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方**
- (5) モバイル市場の競争環境の確保の在り方
- (6) 消費者保護ルールの在り方
- (7) その他必要と考えられる事項

スケジュール

- 2019年6月を目途に中間答申、同年12月を目途に最終答申を希望。

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。



概要

- 近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応等について検討を行う。

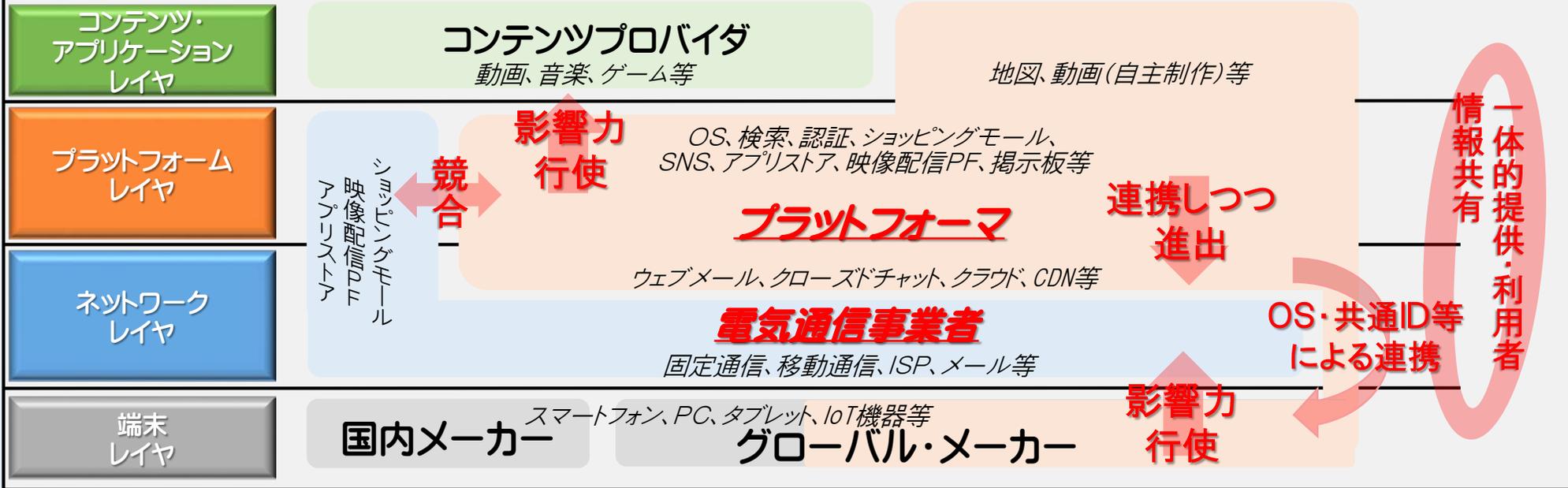
構成員

(座長)	穴戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
(座長代理)	新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
	生貝 直人	東洋大学 経済学部 総合政策学科 准教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	木村 たま代	主婦連合会 消費者相談室長
	崎村 夏彦	野村総合研究所 DX生産革新本部IT基盤技術戦略室 上席研究員
	手塚 悟	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
	寺田 眞治	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
	宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所 弁護士
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山口 いつ子	東京大学大学院 情報学環 教授
(オブザーバ)	個人情報保護委員会	

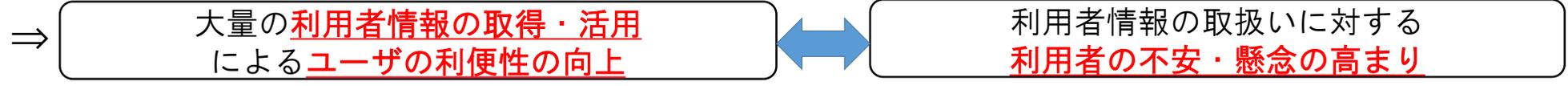
スケジュール

	18年10月	11月	12月	19年1月	2月	3月	4月	5月	6月		12月
プラットフォームサービスに関する研究会	10/18 提案募集	11/5 ヒアリング	12/21	1/10 1/21	2/13	3/22	4/5 中間報告	5/24	6/21 6/27		最終報告

<現在の電気通信事業を取り巻くレイヤ構造>



- ① グローバルなプラットフォーム事業者のプレゼンスが増大
- ② プラットフォームレイヤ（プラットフォームサービス）とネットワークレイヤ（通信サービス）の一体化や融合・連携



- プラットフォームサービスの拡大に伴う以下の課題への政策対応の在り方について検討
 1. 利用者情報の適切な取扱い
 2. トラストサービスの在り方
 3. フェイクニュースや偽情報への対応

これまでの政府文書等における定義（オンライン・プラットフォームに係るもの）

- 「複数のネットワーク・端末をシームレスにつなげ、様々なアプリケーションを提供しやすくするための共通基盤」(ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能の在り方に関する研究会(2005年))
- 「物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス」(通信・放送の総合的な法体系に関する研究会(2007年))
- 「通信レイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させる機能」(通信プラットフォーム研究会(2009年))
- 「ICTネットワーク、とりわけインターネットにおいて、多数の事業者間ないし多数の事業者とユーザー間を仲介し、電子商取引やアプリ・コンテンツ配信その他の財・サービスの提供に必要となる基盤的機能」(情報通信白書(2012年版))

EU文書（「欧州のためのオンライン・プラットフォーム及びデジタル単一市場の機会及び挑戦」）における定義

- 総括する定義をせず、オンライン・プラットフォームの例と共通する特徴のみを示している。
 - ・例示：オンライン広告、検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリケーション配信プラットフォーム、通信サービスなど。
 - ・特徴：(1)大規模なデータの収集、処理、編集により新たなビジネスを創出し、新たな市場を作り上げる能力を有する。
 - (2)多面市場で事業を行うが、各市場におけるコントロールの程度は様々である。
 - (3)「ネットワーク効果」による便益を受ける。
 - (4)情報通信技術を利用し、瞬時かつ容易に利用者に到達する。
 - (5)データ収集等の重要価値の利用、戦略的依存の構築等で、デジタル分野の価値創出において重要な役割を担う。



今後、プラットフォームサービスの多様化や事業拡大により「オンライン・プラットフォーム」の定義はより困難になる可能性がある。

中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
 1. 法制度等の現状
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. 今後の検討の進め方

- 「通信の秘密」は、通信が人間の社会生活にとって必要不可欠なコミュニケーション手段であることから、表現の自由の保障を実効あらしめるとともに、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する（プライバシーの保護）ため、憲法上の基本的人権の一つとして、憲法第21条第2項において保障されている。
- 日本国憲法の規定を受け、電気通信事業法第4条において、罰則をもって「通信の秘密」を保護する規定が定められており、電気通信事業法上「通信の秘密」は厳格に保護されている。

通信の秘密の範囲

通信の秘密とは、①個別の通信に係る通信内容のほか、②個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所、電話番号等の当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の存否や意味内容を推知されるような事項全てを含む。

※ 東京地裁判決H14.4.30は、「電気通信事業法第104条【注:現行法では第179条】の「通信の秘密」には、通信の内容のほか、通信当事者の住所・氏名・電話番号、発受信場所、通信の日時・時間・回数なども含まれると解する。」と判示している。

通信の秘密の侵害

通信の秘密を侵害する行為は、以下の3類型に大別されている。なお、通信の秘密の保存自体も侵害に該当し得る。

- **知得**＝「積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知り得る状態に置くこと」
- **窃用**＝「発信者又は受信者の意思に反して利用すること」
- **漏えい**＝「他人が知り得る状態に置くこと」

日本国憲法**第21条**

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

電気通信事業法

第3条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第164条第3項に規定する通信(中略)を含む。)の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

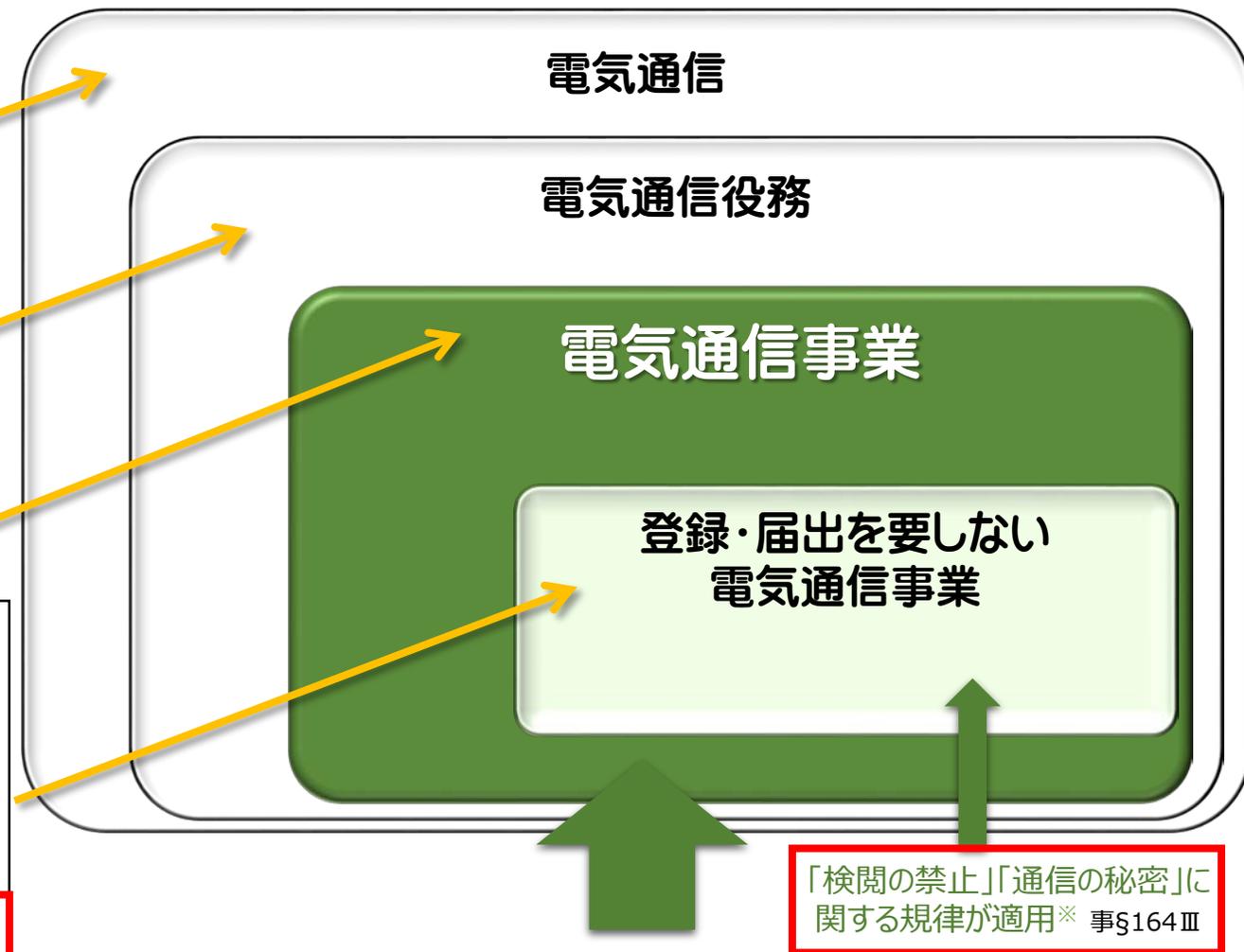
- 電気通信事業法においては、電気通信に係る行為のうち、一定の要件を満たすものについて「電気通信事業」として規律。
- ただし、「登録・届出を要しない電気通信事業」についても、「検閲の禁止」「通信の秘密」に関する規律が適用される。

有線・無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受ける行為 事§2①

- ・ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する行為 事§2③
- ・ その他電気通信設備を他人の通信の用に供する行為 事§2③

電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業 事§2④

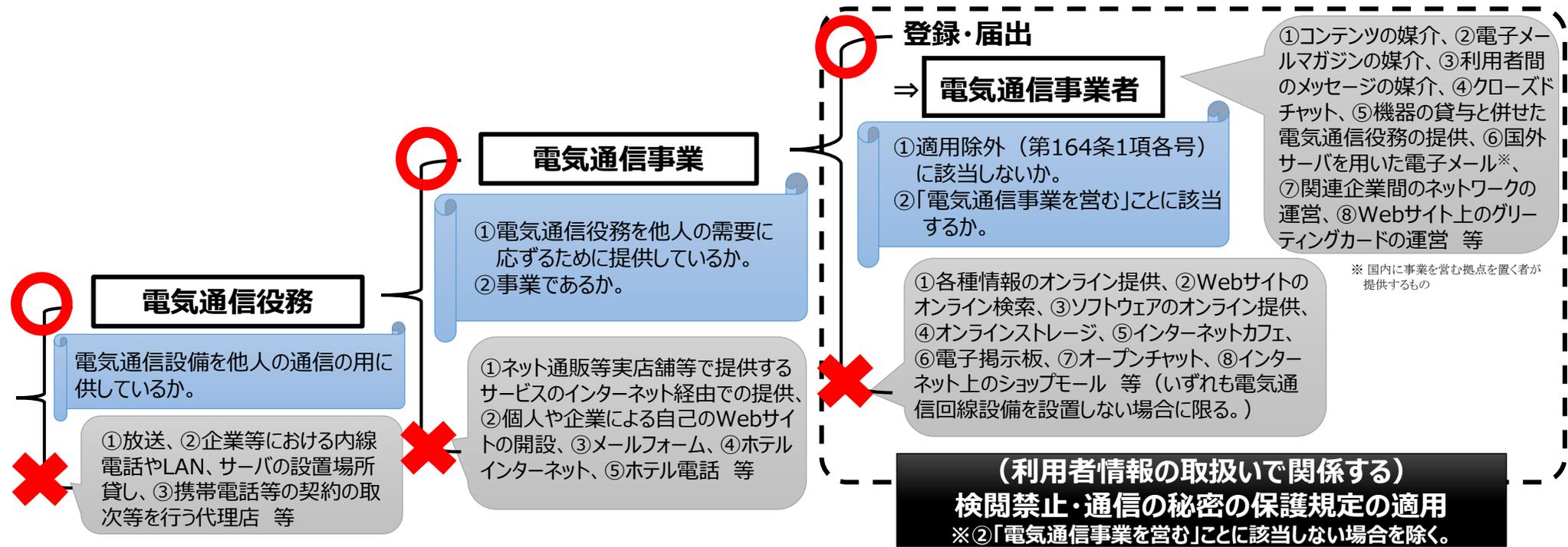
- ・ 専ら一の者に電気通信役務を提供する場合 事§164 I ①
- ・ 同一の構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する場合 事§164 I ②
- ・ 線路のこう長の総延長が5 km未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する場合 事§164 I ②、事則§59
- ・ 他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する場合 事§164 I ③
- ・ 「電気通信事業を営む」ことに該当しない場合 事§9、16 I



電気通信事業法の規律対象

※ 「電気通信事業を営む」に該当しない場合、これら規律の適用はなし。事§164 III

- 他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業等は、電気通信事業法の適用除外（検閲の禁止・通信の秘密の保護を除く。）。

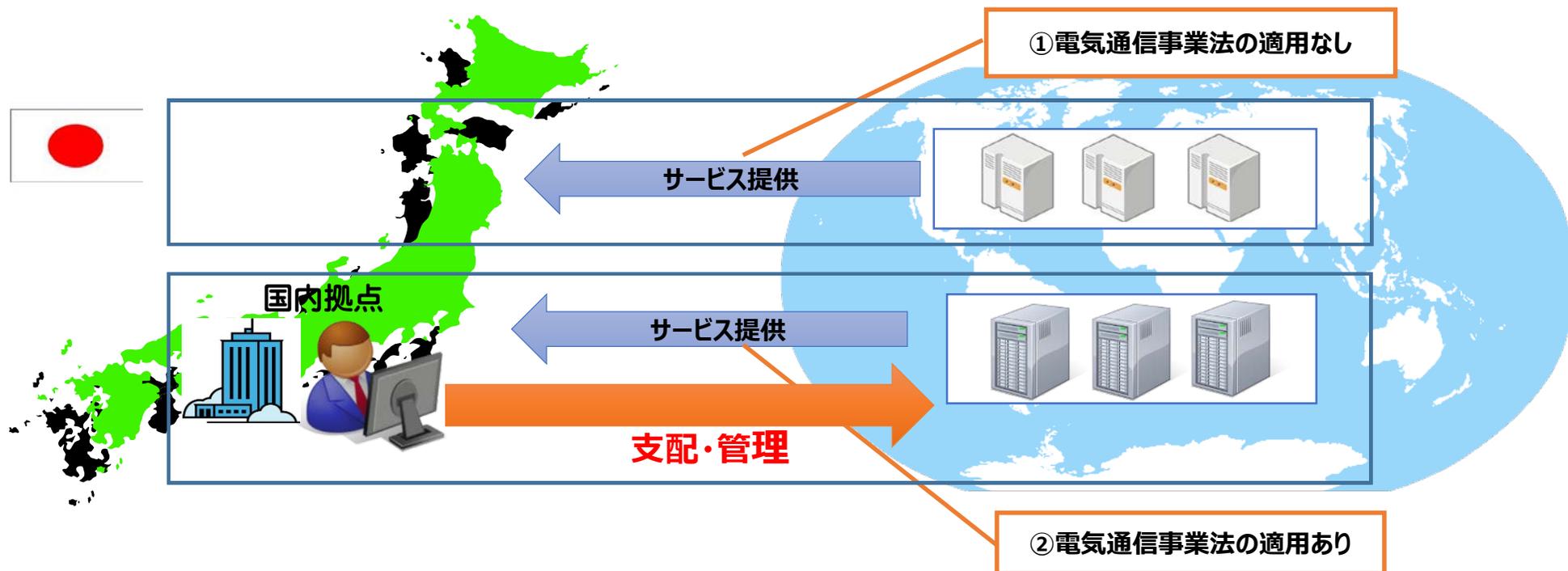


用語	定義
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいう。
電気通信役務	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
電気通信事業	電気通信役務を他人の需要に応ずるためにする事業（放送法第118条1項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいう。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

- 電気通信事業法は、電気通信設備に着目した規律であるが、電気通信事業法上「電気通信設備」の設置場所について限定はない。
- ある者が国外に電気通信設備（サーバ等）を設置していたとしても、国内に拠点を置いて当該電気通信設備を支配・管理している場合には、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務を提供しているとして、電気通信事業法の規律が及ぶ。
- 反対に、国外にサーバを設置しており、国内で当該サーバについて何ら支配・管理していない場合には、国内向けの事業を行っていたとしても、電気通信事業法の規律は及ばない。

（出典）平成26年5月13日 参議院総務委員会 政府参考人答弁に基づき作成

【国外にサーバを設置した場合の電気通信事業法の適用に関するイメージ例】



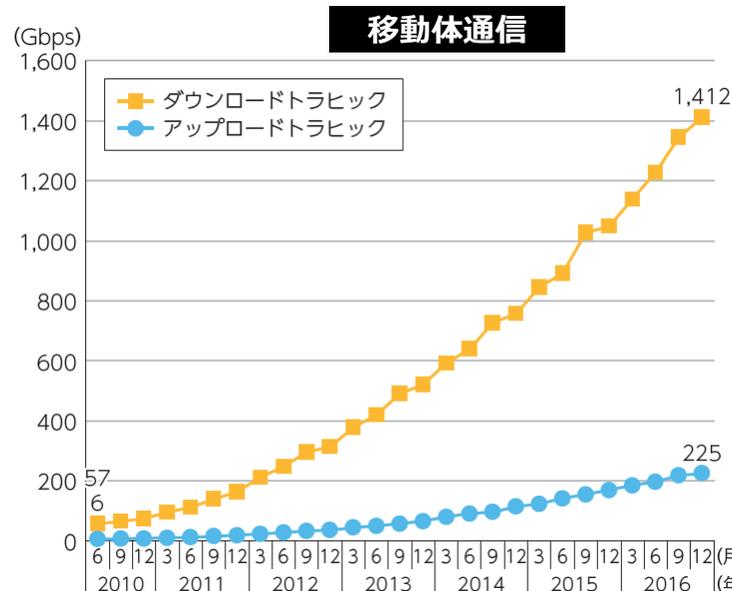
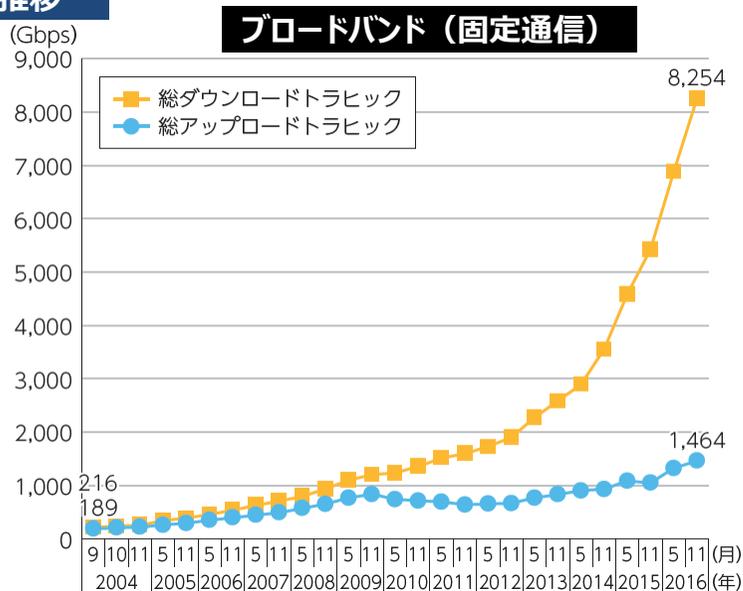
中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
 2. IoT化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. 今後の検討の進め方

データ流通量の急激な増大

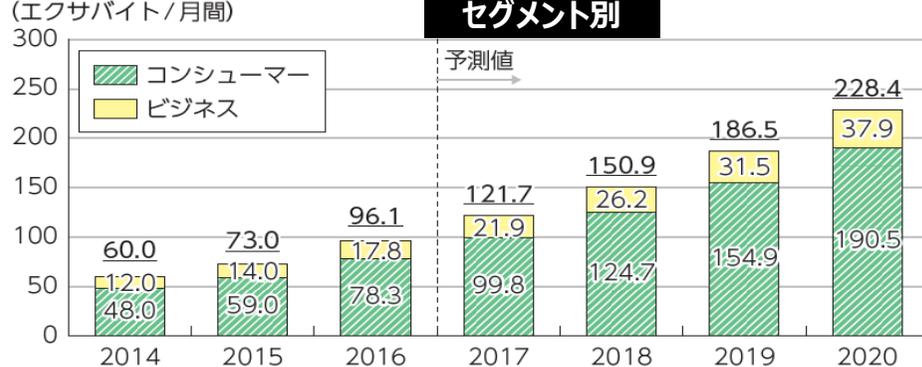
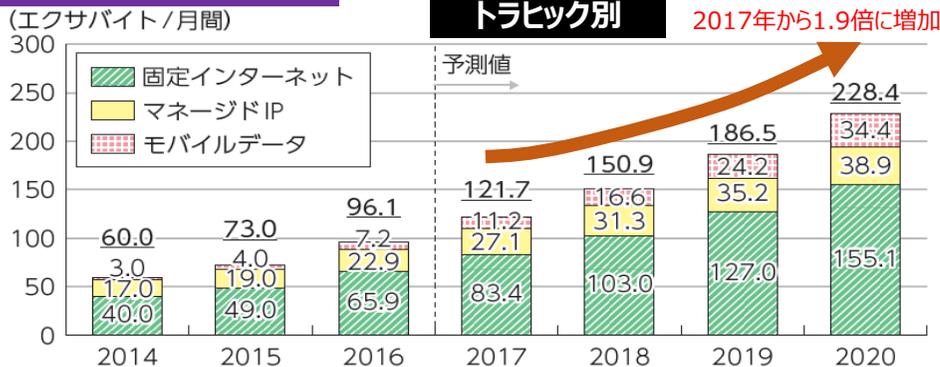
- 高精細映像の配信や、IoT等の新たなICTサービスの進展に伴い、**我が国におけるトラフィックは、ブロードバンド（固定通信）、移動体通信ともに、近年急激に増大している（トラフィックの増大）。**
- 世界のトラフィック別の状況では、米Ciscoによると、**2017年から2020年にかけて約1.9倍の増加を予想。**また、セグメント別ではコンシューマが全体の約8割（このうち約7割がビデオトラフィック）を占める。

我が国のトラフィックの推移



(出典) 平成29年版情報通信白書

世界のトラフィックの推移と予測

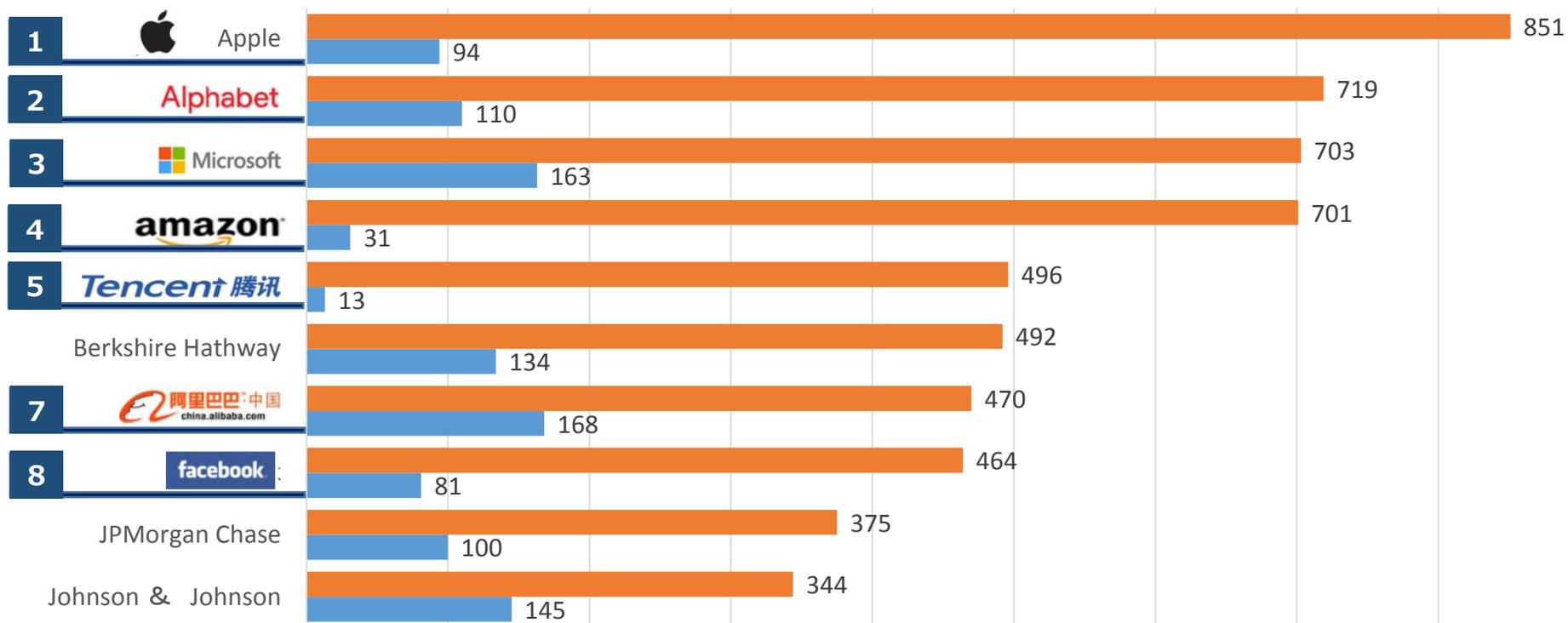


(出典) Cisco VNI Mobileにより総務省作成

- 2018年の世界の時価総額ランキングでは、アップル（1位）、グーグル（アルファベット）（2位）、マイクロソフト（3位）アマゾン（4位）、フェイスブック（8位）の5社の米国のグローバルプラットフォームがトップ10にランクイン。
- とりわけ、アップル、アマゾン、グーグル、マイクロソフトは、2009年と比較すると2018年は時価総額の伸びが顕著。

時価総額ランキング

単位：10億ドル
 ■ 2018 ■ 2009



- 過去20年間で、インターネット市場における主要プレイヤーの業態は、ハードウェア/ソフトウェア販売・メディア・ISPから、オンラインプラットフォームサービスへと大きく変化するとともに、時価総額も飛躍的に増大。(上位15社の時価総額総計は170億ドルから3兆6,390億ドルへ)
- 2017年にはGoogle.comを約60億人/月、Facebook.comを約20億人/月が利用するなど、膨大な利用者を抱える。

インターネット市場における時価総額上位15社の変遷

1995年 (億ドル)			
社名	主な業態	所在国	時価総額
Netscape	ソフトウェア	米国	54
Apple	ハードウェア	米国	39
Axel Springer	メディア、出版	ドイツ	23
RentPath	メディア、賃貸	米国	16
Web.com	Webサイト構築	米国	10
PSINet	ISP	米国	7.4
Netcom OnLine	ISP	米国	4.0
IAC/Interactive	メディア	米国	3.3
Copart	オークション	米国	3.3
Wavo	メディア	米国	2.0
iStar Internet	ISP	カナダ	1.7
Firefox	ソフトウェア、ISP	米国	1.6
Storage Computer	ソフトウェア	米国	1.0
Live Microsystems	ハードウェア、ソフトウェア	米国	0.9
iLive	メディア	米国	0.6

時価総額総計 170億ドル

2017年 (億ドル)			
社名	主な業態	所在国	時価総額
Apple	ハードウェア、ソフトウェア、サービス	米国	8010
Alphabet /Google	検索エンジン	米国	6800
Amazon.com	Eコマース	米国	4760
Facebook	SNS	米国	4410
Tencent	SNS	中国	3350
Alibaba	Eコマース	中国	3140
Priceline Group	オンライン予約	米国	920
Uber	モビリティ	米国	700
Netflix	メディア	米国	700
Baidu China	検索エンジン	中国	660
Salesforce	クラウドサービス	米国	650
Paypal	決済	米国	610
Ant Financial	決済	中国	600
JD.com	Eコマース	中国	580
Didi Kuaidi	モビリティ	中国	500

時価総額総計 3兆6,390億ドル

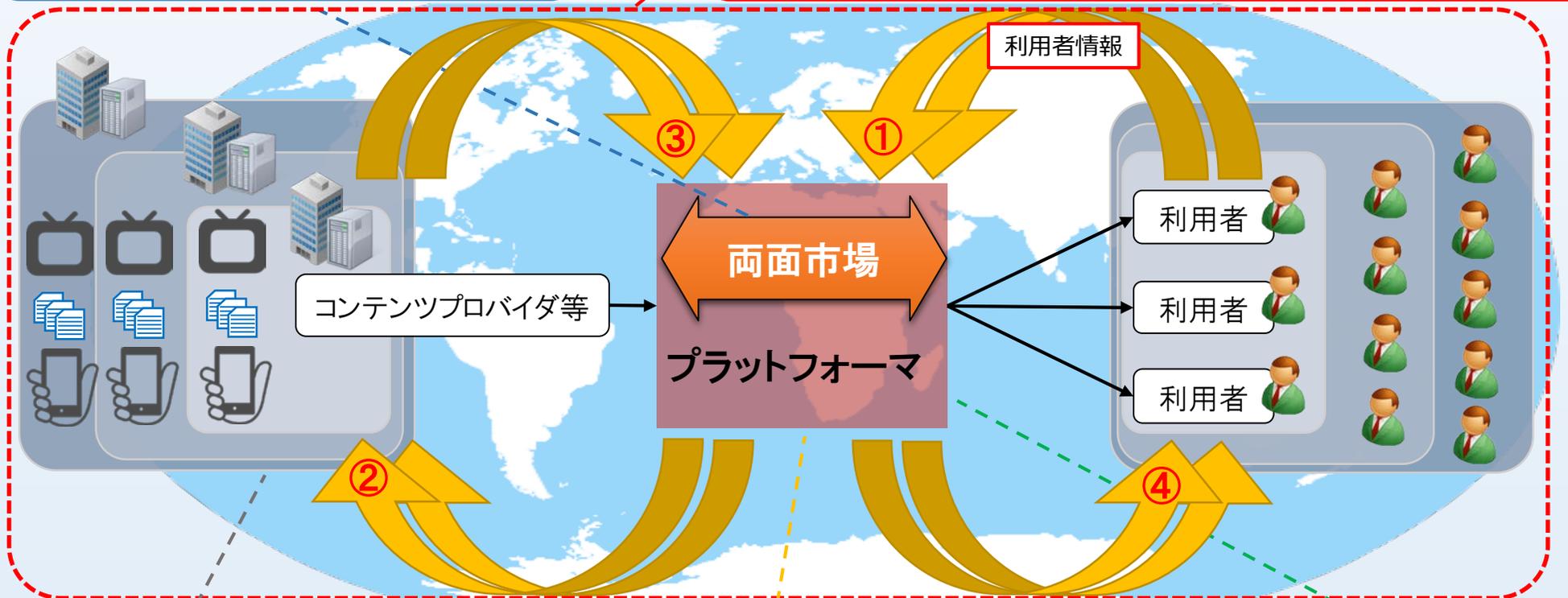
プラットフォームサービスの特徴

両面市場(Two sided market)

利用者は無料でサービスを利用できる一方、企業は広告料を支払うことにより利用者に対し自社の商品をPRするというモデル

ネットワーク効果

- ①多くの利用者を有するプラットフォームサービスはより多くの利用者情報を集積
- ⇒②より多くのコンテンツプロバイダ等を引きつける
- ⇒③より多様で魅力的なサービスが提供される
- ⇒④さらに利用者が集まる



限界費用ゼロ

限界費用がほぼゼロとなり多様なアプリ・コンテンツが創出される

大量の利用者情報の集積

質の高いデータセットの確保

↓

データの寡占化によるロックイン(囲い込み)

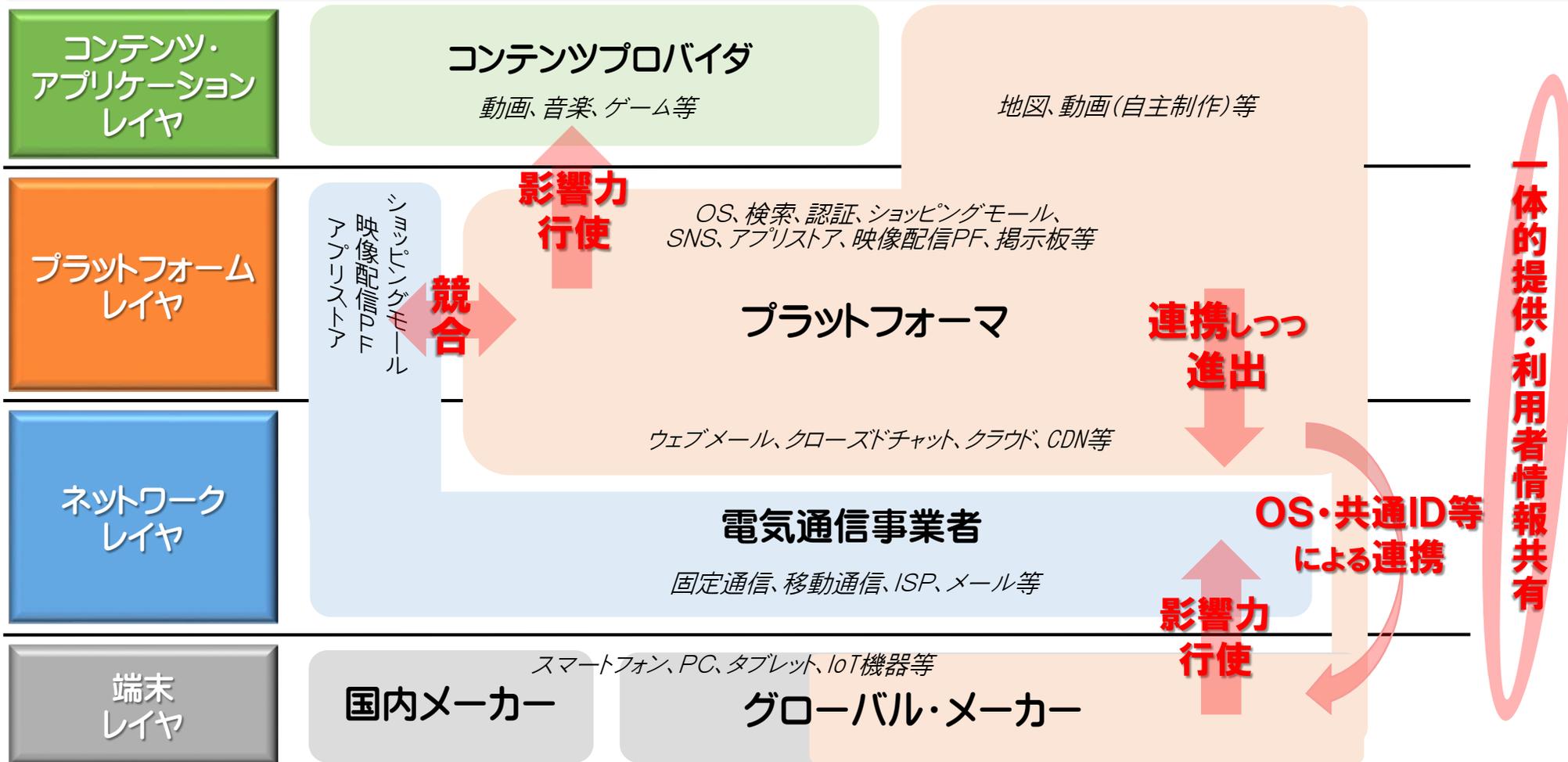
↓

支配力が強まる・サービスの選択肢が狭まる懸念

市場のグローバル化

プラットフォーム事業者による国境を越えたスケラブルなビジネス展開

- プラットフォームは、コンテンツ・アプリケーションレイヤやネットワークレイヤ、端末レイヤに進出。レイヤを超えた一体的な役務提供を行うなど、各レイヤへの影響力も拡大。
- ネットワークの仮想化等の進展により、ネットワーク機器の汎用化・ソフトウェアによる制御が進むと、プラットフォームレイヤのネットワークレイヤに対する影響力がさらに拡大する可能性があるほか、今後、IoT機器等の増加に伴い、IoT機器のデータ等を集約・分析するプラットフォームサービスの社会的役割は拡大すると考えられる。



中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
 3. 欧米等における利用者情報の保護等を巡る動き
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. 今後の検討の進め方

EUの動向

【GDPR（一般データ保護規則）】

- 主として個人データの取扱いと移転を規律するものとして、2018年5月より施行。
- 個人（データ主体）の権利保護を明確化するため、**識別された自然人に関するあらゆる情報を個人データと定義し、個人データに係るすべての操作に関して適法性、公正性及び透明性の確保を求めるもの。**
- 以下を**GDPRの地理的適用範囲とする（域外適用を含む）**とともに、②及び③では、**EEA内の代理人の指定を義務付けている。**
 - ① 個人データの取扱いがEEA（欧州経済領域）内における管理者・処理者の拠点の活動の文脈で行われるもの
 - ② EEA内に管理者・処理者の拠点がなくてもEEA内のデータ主体に物品・サービスを提供するもの
 - ③ EEA内に管理者・処理者の拠点がなくてもEEA内における個人の行動の監視

【ePrivacy規則案】

- GDPRの特別法として、**電子通信分野におけるプライバシー保護を具体化・補完するもの**として、2017年1月に規則案が発表。数次の修正を経て、現在はEU理事会が関係機関や各国政府と**協議中の段階**。
- GDPRは全ての個人データを保護対象とするのに対し、ePrivacy規則案では、個人データか否かを問わず、**通信と端末機器の情報を保護対象として、通信の秘密とプライバシーの権利を規定しようとするもの。**
- 地理的適用範囲については、事業者の拠点がEEA内か外かを問わず、**EEA内でのサービス提供があれば規制対象となる（拠点がなくてもEEA内の代理人の指定を義務付け）**。

韓国の動向

- インターネット上のサービスにおける個人情報保護、利用者保護、情報システム保護を目的として、1996年に「電算網普及拡張及び利用促進に関する法律」を制定（2001年に「情報通信網法」に改称）。
- 2018年9月に公布された改正法では、国内に住所又は営業所がない情報通信サービス提供者等に対し国内代理人の指定を義務づける規定が新設。

米国の動向

- 現在連邦レベルでは、事業分野・情報の分野ごとの規律が存在しているが、包括的な保護法制は存在しない。
※なお、直近では包括的な連邦法を志向する動きも見られる。
- 州法レベルにおいても包括的な保護法制はみられなかったものの、近時包括的な保護法制として、カリフォルニア州消費者保護法（The California Consumer Privacy Act of 2018）が成立。

【CaCPA(The California Consumer Privacy Act of 2018)】

- 2017年10月、活動家により厳格かつ横断的内容の個人情報保護法案につき州民発案（ballot initiatives）がなされる。その後、2018年3月、ケンブリッジ・アナリティカ事件を受け、風向きが大きく変わり、成立の見込みが高まる。2018年11月の選挙で住民投票にかけられ成立予定だった。しかし、そうすると当該法律は以後、議会による改正ができなくなるため、活動家との合意の上、代替立法が議会主導で議論され、CaCPAとして2018年6月28日カリフォルニア州議会（上院・下院）において可決。2020年1月施行予定。
- カリフォルニア州に拠点のない事業者も規制対象（域外適用）となる可能性がある。

- 2017年1月欧州委員会がePrivacy規則（案）を発表してから、2018年12月現在まで議論が続いており、閣僚理事会では複数回にわたり修正案が公表されている。
- 現在は、議会の修正採択を受けて、閣僚理事会が関係機関（EUの他の機関）や各国政府と協議しつつ新たな規則案を策定している段階である。

時期	法案等の状況	EU関係機関の動向	業界団体等の動向
2016年5月	GDPRの採択		
2017年1月	欧州委員会がePrivacy規則案を発表		
2017年4月		第29条作業部会が意見を発表	
2017年4月		EDPS（欧州データ保護観察官）が意見を提出	
2017年7月			IAB EuropeがePrivacy規則に対するポジションペーパーを公表
2017年9月			ICDPが、欧州議会の議員に向けた、ePrivacy規則が業界に与える影響について説明した書簡に署名
2017年10月	欧州議会LIBE（市民的自由・司法・内務委員会）で修正採択	EDPSが再度意見を提出	
2017年11月			ICDPが、欧州議会LIBEに対し、ePrivacy規則に関する書簡を提出
2017年12月	閣僚理事会、修正版ePrivacy規則案を発表		
2018年3月	閣僚理事会が新たな規則案を発表		EDiMAが2017年10月のeprivacy規則（案） 1～5条に関し意見を表明
2018年5月		EDPBが第1回総会にてePrivacy規則に関する声明を採択	57者のステークホルダーが、TTE Councilに対してePrivacy規則(案)を慎重に検討するよう要請する書簡に共同署名
2018年7月	閣僚理事会が新たな規則案を発表		
2018年9月	閣僚理事会が新たな規則案を発表		
2018年10月	閣僚理事会が新たな規則案を発表		
2018年11月			IAB europeがePrivacy規則（案）に対するポジションペーパーを再度公表 66者のステークホルダーが、TTE Councilに対してePrivacy規則(案)を慎重に検討するよう要請する書簡に共同署名

- 大きな論点として、個人情報やプライバシー情報の保護の強化と、産業振興・イノベーション促進のバランスをどう考えるのかという点が挙げられる。
- 業界団体や各国政府はePrivacy規則によって新産業・新サービス創出やイノベーションが抑制されることを懸念している。特に、順調に成長しているインターネット広告分野や、IoTやAIなど今後の発展が期待される分野において、各国企業の成長の可能性を小さくすることは避けたいと考えている模様である。

論点	論点に関する主な意見		条文への反映状況
	EUの関係機関	業界団体等	
①プライバシー設定によるブラウザのゲートキーパー化(10条)	ブラウザ等のソフトウェアは、デフォルトで追跡拒否と設定する(欧州議会LIBE)	多くのウェブサイトでユーザに同意を要求するようになり、利便性が低下する。10条は大幅に改定するか、削除すべき(IAB Europe)	閣僚理事会案(2018年10月版)では第10条が削除されている。
②ユーザ端末の情報利用時の同意以外の処理手段の是非(8条)	「正当な利益に基づく」例外は認められない。電子通信データの処理またはユーザ端末の処理能力の使用の前に、必ず合理的な同意を取得すること(EDPB)	「正当な利益に基づく」データ処理を、データ所有者の権利を侵さない範囲で許容すべき。具体的な例外を列挙している現状の第8条は不適當。(IAB Europe)	「正当な利益に基づく」データ処理を許容する記載は反映されていない。
③M2M通信を対象に含むことの是非(5条)	ePrivacy規則(案)が既存のePrivacy指令の規制レベルを下回ってはならない。現行のePrivacy指令ではM2Mの提供に使用される伝送サービスも適用範囲に含まれている。(EDPB)	広範な「デジタル経済」：メディア、コネクテッドカー、医療テクノロジー、スマートマニファクチャリング等への影響がある。(ステークホルダー共同書簡)	欧州議会LIBEの修正採択案では追記されたものの、閣僚理事会案(2018年10月版)では削除されている。
④トラッキングウォールの許容可能性(8条)	ターゲティング広告を提供するためのデータ処理はサービスの提供に必要とみなすことができない。(EDPS)	広告提供はサービス提供にとって必須ではないが、サービス提供者の利益モデルにとって必須である。(IAB Europe)	欧州議会LIBEの修正採択案では追記されたものの、閣僚理事会案には反映されていない。

中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
3. **政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)**
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. 今後の検討の進め方

3つの基本的視点

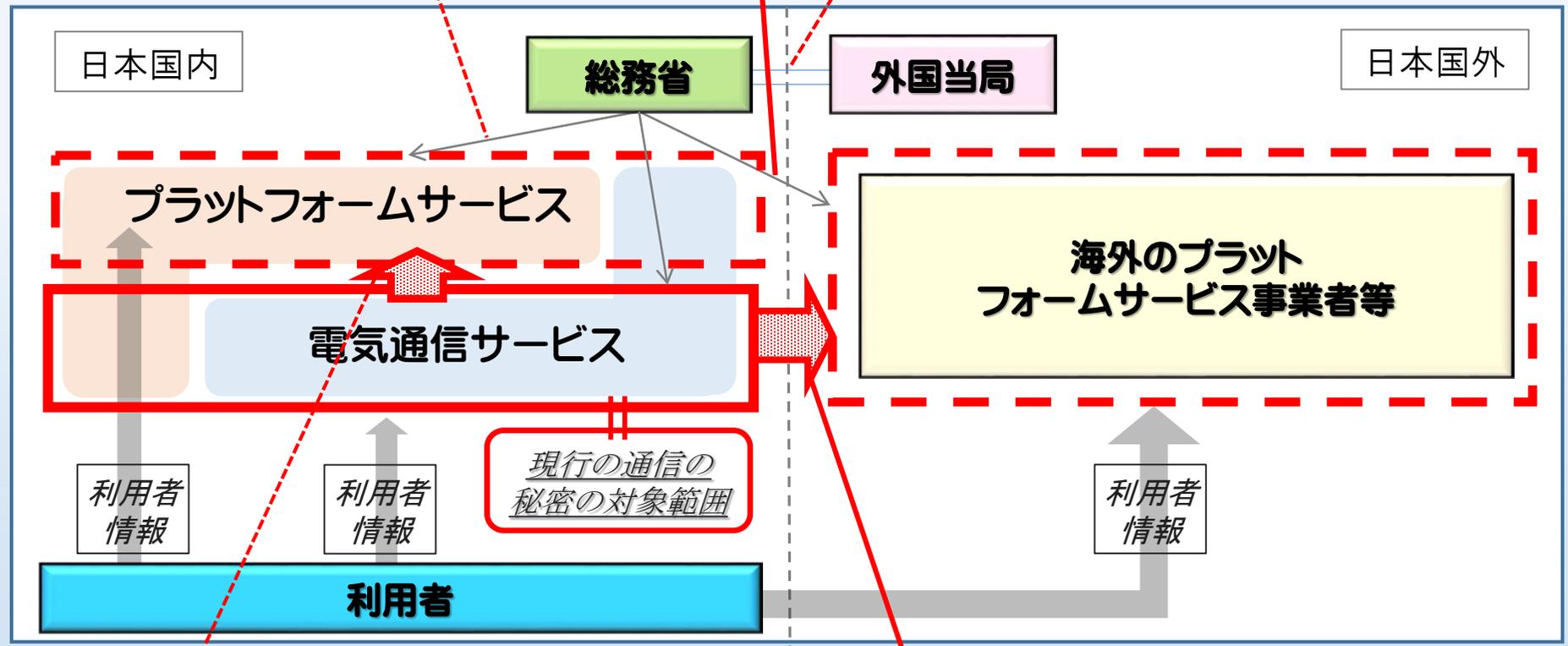
- ① プラットフォームサービスは新たなサービスの創出を促し、イノベーションを促進するための社会基盤として今後更に重要な役割を果たしていくと考えられることから、利用者情報以外の情報も含めた自由なデータ流通の確保を図ることにより、プラットフォーム機能によるユーザの便益の最適化が図られること
- ② 一方で、プラットフォーム機能が十分に発揮されるようにするためにも、利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者情報の適切な取扱いを確保すること
- ③ 自由なビジネス環境の実現を通じたイノベーションの促進と利用者のプライバシー保護とのバランスを確保すること

利用者情報の適切な取扱い①

○ プラットフォームサービスのプレゼンスの増大をはじめとする状況の変化を踏まえて利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応の基本的方向性について、主に以下の4点を整理。

基本的方向性③ 法執行の確実な担保を検討の力点に置き、共同規制的アプローチ(*)を機能させるための方策を検討
※法的規制と事業者による自主規制のそれぞれの利点を活かす中間的な政策手段

基本的方向性④ EUにおけるeプライバシー規則策定の動き等との国際的な調和



基本的方向性② 環境変化を踏まえた規律(ガイドライン等)の適用対象の見直しを検討

基本的方向性① 電気通信事業法の通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れて検討

1 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方

主要論点①

- ▶ 国外に拠点を置き国内に電気通信設備を有さずサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対する規律の在り方が論点

基本的方向性①

- ▶ 国外のプラットフォーム事業者に電気通信事業法の通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うことが適当

2 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方

主要論点②

- ▶ 「電気通信サービス・機能」と「プラットフォームサービス・機能」の一体的なサービス提供に伴う利用者情報の適切な取扱いの確保等が論点

基本的方向性②

- ▶ 環境変化を踏まえた規律(ガイドライン等)の適用対象の見直しが適当

3 プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方

主要論点③

- ▶ 利用者情報の適切な取扱いに係る規律に従い、事業者による確実な履行の確保を図るために、望ましい方策は何か論点

基本的方向性③

- ▶ 諸外国の代理人設置規定等も参考に法執行の確実な担保の検討に力点を置き、関係者による継続的な対話を通じた自主的な取組を促し、共同規制的なアプローチを適切に機能させる方策の検討が適当

4 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応

主要論点④

- ▶ 諸外国のプライバシー保護の潮流との制度的調和の確保が論点

基本的方向性④

- ▶ 我が国の通信の秘密・プライバシー保護に係る規律に関し、EUのeプライバシー規則策定の動き等との国際的な調和を図ることが適当

中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. **トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)**
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. 今後の検討の進め方

5 トラストサービスの在り方



主要論点

- ▶ Society5.0においてはサイバー空間の安全性や信頼性の確保が重要
- ▶ 現実空間のあらゆるやりとりがサイバー空間に持ち込まれる中で、重要な情報をやりとりする場合に、より高いレベルの認証を利用することが重要
 - ☞ ネット利用者の「本人確認」や「データの改ざん防止」等の仕組みを用いて電子商取引等を安心して行えるようにするトラストサービスの在り方が論点

基本的方向性

- ▶ 次のようなトラストサービスに関する現状や制度的課題について、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きもある中、国際的な調和に配慮しつつ検討することが適当
 - ① 人の正当性を確認できる仕組み(利用者認証、リモート署名)
 - ② 組織の正当性を確認できる仕組み(組織を対象とする認証、ウェブサイト認証)
 - ③ IoT機器等のモノの正当性を確認できる仕組み
 - ④ データの存在証明・非改ざんの保証の仕組み(タイムスタンプ)
 - ⑤ データの送達等を保証する仕組み(eデリバリー)

中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. **オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)**
6. 今後の検討の進め方

2018年1月 欧州委員会に、ハイレベル専門家グループ（HLEG (= High level Expert Group on fake news & disinformation)）を設置

〔学識経験者、技術者、メディア関係者、ジャーナリスト、グーグル、フェイスブック、ツイッター等の39名で構成〕

2018年3月 HLEGによる答申 (A multi-dimensional approach to disinformation)

<答申概要>

- ・公的機関であれ、民間であれ、検閲的な措置は望ましくない。
- ・様々な利害関係者が協力して社会としての耐性を向上させるべき。
- ・**多元的アプローチ**の推進。

＝①**透明性向上**、②利用者の**情報リテラシー**、③技術的な**ツール開発**、④**報道メディアの多様性と持続可能性**の確保、⑤偽情報の**影響に関する継続的調査**



報告書発表の会見を行うガブリエル欧州委員会委員
(デジタル経済・社会担当) (写真中央)

(出典: 欧州委員会ウェブサイト)

2018年4月 欧州委員会が報告書を公表 (Tackling online disinformation : A European Approach)

<報告書概要>

(→参考1)

- ・2018年7月までに、プラットフォーム事業者、広告事業者、広告主等を含むステークホルダーが集まり、**偽情報への対応のための(プラットフォーム事業者の)行動規範を策定することを求める。**
- ・行動規範は、スポンサードコンテンツ(特に政治広告)の透明性を確保すること、アルゴリズムについて第三者による検証を可能とすること、異なるニュースソースに利用者がアクセスしやすいようにすること、偽アカウントを特定し閉鎖すること、ファクトチェッカー等が継続的に偽情報を監視できるようにすること等を目的とする
- ・欧州委員会の対応策として、独立ファクトチェッカーのネットワーク形成を支援し、関連する学術研究者も含めた支援のための偽情報に関するオンラインプラットフォームを形成する

2018年9月 行動規範を公表・プラットフォーム事業者による署名 (EU Code of Practice on Disinformation) (→参考2)

〔Google、Facebook、Twitter、Mozillaの4社と8つの事業者団体が合意〕

2019年1～4月 行動規範の取組状況に関するレポートの公表

- ・4社が提出した行動規範の取組状況をまとめたレポートを公表。一定の評価とさらなる取組の必要性について指摘。
- ・同様のレポートを5月分まで毎月公表する予定。2019年末には行動規範の包括的な評価を行い、仮に取組が不十分と認める場合には、法律による規制も含めた追加措置を行うことを示唆。

- 2018年4月、欧州委員会は、HLEGによる答申(同年3月)を受けて、偽情報対策に関する政策方針として、報告書(Tackling online disinformation : a European Approach)を公表。

「偽情報」の 範囲・定義

- 「偽情報(disinformation)」= 検証可能な、虚偽又は誤解を招く情報で、経済的利益を得るため又は公共を欺くことを目的として生成、表示、拡散され、それによって公共への損害が生じるもの。

偽情報の 背景

- ① 社会の急激な変化：経済的不安・過激主義の勃興・社会的緊張・多極化等
- ② メディア環境の劇的な変化：メディア産業分野におけるプラットフォームの急成長
- ③ ソーシャルメディア技術による拡散：(I)生成：偽造が容易、(II)増幅：アルゴリズム・広告配信プラットフォーム・技術(bot)による拡散、(III)ユーザ自身による拡散

欧州の解決 アプローチ

①透明性の向上	情報の起源、生成・スポンサー・拡散・ターゲティングの方法についての 透明性 を高め、市民が、自らがアクセスしたコンテンツを評価し、また意見操作の企図を明らかにできるようにすること。
②情報の多様性 促進	情報の 多様性 を促進し、高品質なジャーナリズム、メディアリテラシー、情報の生成者と配信者のバランス再編などの支援を通じて、市民が、クリティカルシンキングを基盤とする、十分な情報を得たうえでの決定を行えるようにすること。
③情報の信頼性 向上	情報の 信頼性 を高めるために、情報の信頼性の指標の検証(とくに、信頼された判定者の支援に基づく)や、情報のトレーサビリティ及び影響力のある情報発信者の認証についての改善を図ること。
④包括的解決策	包括的な解決策 に取り組むこと。効果的な長期的解決策には、認知度向上、メディアリテラシーの向上、幅広い利害関係者の巻き込み、公的機関・オンラインプラットフォーム・広告主・信頼された判定者・ジャーナリスト及びメディアグループの参加が必要。

行動規範の 作成

- 偽情報への対応のための(プラットフォーム事業者の)行動規範を策定することを求める。
(→ 参考2)

- 2018年9月～10月、Facebook, Google, Twitter, Mozillaの4事業者・広告関係8団体が「偽情報に関する行動規範」に署名。
- 行動規範は、欧州委員会の報告書（2018年4月）を踏まえて作成。主要15項目で構成。

分類	項目
広告配置の監視	1. 広告によるマネタイズインセンティブを崩壊させるためのポリシー・プロセスを設ける
政治的広告及び論点広告	2. すべての広告は、編集されたコンテンツと明確に区別されなければならない 3. 政治的広告に関する開示を可能にする 4. 論点に関する広告を開示する方法を工夫する
サービスの完全性	5. 自動化されたbotの特定と誤用に対する明確なポリシーを策定する 6. 自動化されたシステムの使用を認めない場合におけるポリシーを策定し、公表する
消費者のエンパワー	7. 虚偽の可能性のある情報に接した際、十分な情報に基づいて決定することを支援する製品、技術等に投資する 8. 検索、フィードなどの自動的に順位付けする配信システムにおいて、信頼すべき情報の優先順位を高める技術的手段に投資する 9. 公共の利益に関する話題について、多様な視点を得やすくするためのツールや機能に投資する 10. メディアリテラシーの向上に関する取組を支援するため、市民団体、政府、教育機関等とパートナーを組む 11. 消費者が特定の広告が表示されている理由を理解することを助けるツールを、市場が取り込むことを促進する
研究コミュニティのエンパワー	12. 偽情報の追跡及びその影響の理解に関する、誠意ある独立した取組を支援する 13. 自社プラットフォームにおける偽情報及び政治広告に関する誠意ある研究を禁止又は抑制しない 14. 偽情報及び政治広告に関する研究を促進する 15. 学術機関、ファクトチェック・コミュニティ、関係事業者による議論を促進するイベントを毎年開催する

※上記の他、規範の効果の測定・観測のための項目(16.～21.)が規定されている

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/code-practice-disinformation>

オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応

主要論点

▷ フェイクニュース等は、特に欧米諸国において問題化しており、これへの対応が論点

中間報告書(2019年4月)における基本的方向性

- ユーザリテラシーの向上及びその支援方策
- ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者との連携等の自浄メカニズム

について検討を深めることが適当

【参考：中間報告書における基本的方向性部分の抜粋】

「フェイクニュースや偽情報への対応については、民間部門における自主的な取組を基本として、正しく伝えられ、適切かつ信頼し得るインターネット利用環境となるよう、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討をすることが適当である。

その際、憲法における表現の自由に配慮し、EUにおけるデジタルジャーナリズムの強化を含む様々な対策を始めとする諸外国の動きを念頭に置くとともに、今後とも通信と放送の融合・連携の更なる進展が予想される場所、上記の放送分野における取組も参考にしつつ、プラットフォームサービスを通じて流布されるフェイクニュース等に対して求められるプラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して、本研究会において更に検討を深めることが適当である。」

中間報告書の目次(概要)

1. 検討の背景(4頁)
2. 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状(8頁)
3. 政策対応上の主要論点と基本的方向性(22頁)
4. トラストサービスに関する主な検討事項(33頁)
5. オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応(43頁)
6. **今後の検討の進め方**

- ① 利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象に通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定の適用及びその履行確保に係る共同規制的なアプローチを含む適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理
- ② 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理
- ③ フェイクニュースや偽情報に係る政策対応に関し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組やプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等についてプラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意し検討を深めるなど、具体的な施策の方向性の検討に向けた整理

⇒ 本年12月までに最終報告書を取りまとめ

〔トラストサービスの在り方については、別途開催のトラストサービス検討ワーキンググループで更に検討を進め、その検討結果を最終報告書に盛り込む。〕